

# 第21期 第19回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和6年11月20日（水） 16時00分から

場 所 グランデはがくれ 1階「黒髪の間」

(佐賀市天神2丁目1番36号)

## 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 佐賀県漁業調整規則の一部改正について（諮問） P1～6

(2) 張網新規許可に向けた調整結果について（報告） P7

(3) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 荒巻 裕

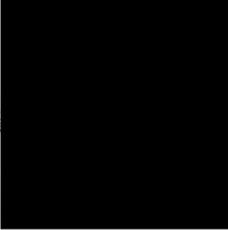
佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長	伊藤	毅史
主事	江頭	千優

水産第 3304 号  
令和 6 年（2024 年）年 11 月 8 日

内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥



佐賀県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別添案のとおり改正したいので、漁業法第 119 条第 8 項  
及び水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定により貴委員会の意見を求めます。  
については、11 月 27 日（水）までに答申してください。

（担当：農林水産部水産課）

## 佐賀県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

### 第1 改正理由

#### 1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

#### 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

#### 3 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第58条及び第59条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

### 第2 改正内容

#### 1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第50条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

#### 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 3 文言の適正化

規則第 58 条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 59 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

#### 第 3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではない。

なお、令和●年●月●日に●●県海区漁業調整委員会、令和●年●月●日に●●県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問したところ、異議がない旨の答申を受けた。

以上のことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

#### 第 4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第 58 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

#### 第 5 経過措置

第 4 のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

佐賀県規則第 号

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p><b>第50条 略</b></p> <p><b>第58条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項若しくは第3項、第38条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項若しくは第2項、第45条第1項又は第46条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第3項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 略</p> <p><b>第59条</b> 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第6項又は第43条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p><b>第50条 略</b></p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、<u>通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p><b>第58条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u></p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項若しくは第3項、第38条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項若しくは第2項、第45条第1項又は第46条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第3項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 略</p> <p><b>第59条</b> 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第6項又は第43条第1項の規定に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、科料に処する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義

## 佐賀県規則第 号

### 佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第50条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第58条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第59条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

# 張網新規許可に向けた調整結果について

## □ 背景

- ・張網新規許可の要望あり(令和6年6月, 来庁相談)
- ・漁業調整上問題ない場合は新規を認めてよいのでは(7月内水面漁管委)

## □ ヒアリング結果概要(8月実施)

- ・嬉野市役所としては、市民に対してであれば新規許可を出して良いと考える
- ・現許可者の2名(A, B氏)としては、新規許可希望者が複数名いると考えられることから(今回の相談者を含め4名程度)調整が難しいのでは(A氏)、操業ルールを守るのであれば新規を認めて良いのでは(B氏)

7

## □ ヒアリング結果を受けての県の対応

- ・新規許可希望者が多いことが見込まれることから、今回要望のあった者のみを新規で許可するとトラブルとなる可能性があり、R6年度中の調整は困難と判断

## □ 今後について

- ・関係者とのヒアリングを重ね、引き続き、新規許可にかかる調整を行う